

学校いじめ防止基本方針 R7年度版

岩手県立杜陵高等学校奥州校定時制

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、被害生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。また、不登校や自殺などを引き起こす深刻な問題である。

「ネット上のいじめ」の問題も顕在化しており、時代とともに変化するいじめの形態にも留意する必要がある。

奥州校は、目指す学校像に掲げる「一人一人を大切にする学校」を念頭にいじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を実践していく。校長のリーダーシップのもと、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むとともに、全職員が全生徒の生育環境や発達状態等を理解し、いじめの未然の解決や精神的に不安定な生徒の指導支援に努める。

2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

*在籍の生徒同士であれば全てが上記の人間関係に含まれる。

3 いじめの基本認識

- (1) 人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) 被害生徒・加害生徒それを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) 教師の指導の在り方が問われる問題である。
- (4) 家庭の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) 学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめの解消の定義（「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」より）

謝罪をもっていじめの解消とすることはできない。いじめが「解消している」と判断するためには、次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

「解消している」と判断されても、再発の可能性があることを念頭に、教職員は被害生徒及び加害生徒の日常的な観察を怠ってはならない。

Ⅱ いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 全職員が協力して、学校が生徒の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障する。
- (2) 生徒がお互いの人格を尊重し、適切な距離を保って生活できるよう環境を整える。
- (3) 学校行事に限らず普段の授業や学校生活の中で、自己有用感や自尊感情を育てることが出来るように教育活動を計画し実施する。
- (4) わかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (5) 生徒の豊かな情操と道徳心・対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (6) 人権について理解を深めるため、道徳的啓蒙につながる活動の充実に努める。
- (7) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図る。
- (8) 生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

2 生徒に身につけて欲しい力とそれを培うための取組

- (1) 自他の命を尊重する心、他者を思いやる心を育む。
- (2) 他の生徒と協力しながら主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、価値観の違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 将来に向けた目標や存在意義を感じることが出来るものを持つことができるよう支援する。
- (5) 生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高めるための授業を行う。

3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。相談を受けるなどいじめを認知した職員は、「いじめ対策委員会」に全ての情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わずいじめの情報を共有しないことは法の規定に違反する。

【いじめ防止対策推進法第23条第1項】

(1) 構成員

(委員長) 校長

(副委員長) 副校長 校長が本校にいるため、副校長が指示を受け指揮を執る。

重大事態が発生した場合は、校長が来校し直接指揮を執る。

(担当) 生徒指導主事、教務主任、年次長、学級担任、生徒指導課、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター

(外部機関) スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 奥州市こども家庭課・健康増進課 警察 一関児童相談所 病院 消防 など外部機関の協力が必要な場合は、副校長の指示で協力を求める。

*不在のメンバーがいても残りのメンバーで迅速に対応する。

(2) 取組内容

- ①いじめ防止基本方針の策定、道徳教育の全体計画への位置づけ
- ②いじめに関わる研修会の企画・立案・実施

- ③未然防止、早期発見の取組
 - ④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（各年次の状況報告等）
 - ⑤いじめ防止に関わる生徒の主体的な活動の推進
 - ⑥「いじめ」に関する情報収集・共有・対策委員会の招集
- (3) 開催時期 随時
- ・必要が生じたとき 事案発生から収束まで

4 生徒の主体的な活動を促す取組

- (1) 生徒会による人間関係づくりへの取組
- (2) いじめ防止を啓発する取組
- (3) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や学年行事の計画・実施
- (4) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントの周知

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、三者面談等の機会をとらえて保護者に周知する。
- (2) HPで奥州校定時制の「いじめ防止基本方針」を公開する。
- (3) 保護者や地域住民に授業を公開し本校の状況に理解をいただく。
- (4) 機会を捉えて保護者の意見を聴き交流を図る。

6 教職員研修

校内研修を年間計画に位置づけて実施し、教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題に関わる校内研修会・情報共有会 年1回程度
- (2) いじめのチェックポイントを周知（教育センター資料参考） 年1回程度

III いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) 生徒が相談しやすいよう、信頼関係の構築と環境の整備に努める。
- (2) 日常的な観察を心がけ、生徒の表情や行動の変化にも留意する。（担任は、必要に応じて記録を残す。）
- (3) 授業中はもとより、部活動や休み時間においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、気づいた教職員が速やかに予防的介入を行うとともに、いじめ対策委員会に報告し全職員に周知を図る。
- (6) 必要に応じて地域や関係機関と情報交換を行い、連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

生徒や保護者からの情報収集を定期的に行う。全職員で得られた情報を共有し、必要に応じて迅速かつ慎重に対応する。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査 年3回（学年末考査を除く定期考査終了後）
- (2) 義務教育段階でのいじめの把握（入学時三者面談） 入学手続き時
- 保護者からの情報提供（三者面談） 年1回（7月）

(3) 心と体の健康観察調査

年1回(9月)

(4) 心理検査による状態把握

年1回(4月)

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。大人に打ちあけることによって、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。

いじめの兆候を発見したときは、全職員が迅速に情報を共有し、適切に対応する。

本校におけるいじめの相談窓口を下記のとおりとする。

- 日常のいじめ相談(生徒及び保護者)・・・・・・・・全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・養護教諭
- スクールソーシャルワーカーの活用・・・・・・・・教育相談担当
- 地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・・副校長
- インターネットを通じて行われるいじめ相談・・学校または所轄警察署(水沢警察署)
- ※ふれあい相談(教育センター)・・・・・・・・0198-27-2331(平日9時～5時)
- ※24時間いじめ相談電話(県教委)・・・・・・・・019-623-7830(24時間対応)

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。学校の特定の教職員が、報告を行わず、情報を共有しないことは法の規定に違反しうる。【いじめ防止対策推進法第23条第1項】
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、事実関係を確認の上、いじめている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 全職員が情報と指針を共有し、保護者や外部機関と連携して、問題の解決を図る。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの現場に遭遇したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、該当生徒一人に対し必ず複数の職員で個別に事情聴取を行い、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを確認したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を招集し、校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) 「いじめ対策委員会」は、被害者・加害者の障がいや精神状態、おかれた環境及び人権にも留意して適切に判断、対応を協議する。
- (4) いじめの事案について、生徒指導・支援の範疇で対応する事案であるか、医療機関等外部機関に委ねる事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (5) 被害者・加害者・情報を有する者に対して、複数の職員で個別に情報収集を行う。
*録音されている場合があるので言動には細心の注意を払う。録音しようとする動きが見られた場合は、学校現場でありその後の信頼関係を損なう恐れがあることを示し、中止するように促す
- (6) 再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生

徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- (7) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間自宅において学習を行わせる措置を講ずる。
- (8) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、生徒指導課を中心としてスクールカウンセラーや養護教諭、必要があれば医療機関等外部機関と連携を図りながら指導計画を策定し、指導支援を行う。
- (9) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを傍観した生徒に、いじめに荷担していることになるという認識を持たせる。
- (2) 年次等当該集団での活動を通して、いじめを根絶しようという意識を持たせる。
- (3) 全ての生徒が、お互いの人権を尊重して生活できるよう教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所管する教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、所管する教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
*情報はいじめの証拠にもなるので、いじめ対策委員会（場合によっては警察）の指示を待って削除する。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な支援を求める。
- (3) 使用媒体の利用について、環境設定や決まり作りなど、家庭の協力を求める。
- (4) 情報モラルに関する授業等を通して、誹謗中傷は犯罪であること、安易な書き込みが深刻な事態を招く可能性があることを理解させる。

V 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【いじめ防止対策推進法第28条】

2 重大事態の報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに岩手県教育委員会に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして対応する。

3 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

- (1) 事実関係を明確にするための調査については、「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を岩手県教育委員会に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。
- (6) いじめを受けた生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者である県教育委員会が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止に関わる取組に関すること
- いじめの早期発見に関わる取組に関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に関わる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。